

令和 6 年度 第 1 回砺波地域障害者自立支援協議会**その他事項資料****目 次**

1	令和 6 年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び令和 5 年度調達実績の公表	1 頁
2	令和 6 年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び令和 5 年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達実績について	2 頁
3	令和 6 年度南砺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針	3 頁
4	砺波市障がい福祉計画（第 7 期）・砺波市障がい児福祉計画（第 3 期）概要版	4 頁
5	第 7 期小矢部市障害福祉計画（第 3 期障害児福祉計画）概要版	8 頁
6	第 4 次小矢部市障害者福祉計画（概要版）	12 頁
7	第 7 期南砺市障がい福祉計画（概要版）	16 頁

令和 6 年度砺波市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針及び
令和 5 年度調達実績の公表

1 趣旨

この基本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、砺波市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものです。

2 方針の適用範囲

この方針は、砺波市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用します。

3 物品等の調達目標及び調達実績

障害者就労施設等からの物品等の調達目標額については、物品及び役務の合計で前年度実績額の 10%以上、上回るものとします。

区 分	内 容	令和 5 年度			令和 6 年度
		目標額	実績額	達成率	目標額
物 品	記念品、日用雑貨、木製品、菓子など	100 千円	147,270 円	147.27%	150 千円
役 務	文書の封入、宛名シール貼り、ガーゼ折り、縫製など	1,500 千円	1,272,304 円	84.8%	1,450 千円
合 計		1,600 千円	1,419,574 円	88.7%	1,600 千円

4 調達の推進方法

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品等を確認のうえ、各部署へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとします。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表します。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等により、速やかに公表します。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、福祉市民部社会福祉課とします。

令和6年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針及び 令和5年度小矢部市障害者就労施設等からの物品等調達実績について

1 方針の目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達の推進を図るため、以下のとおり調達方針を定める。

2 方針の対象範囲

この調達方針は、本市の全ての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 令和5年度調達実績

区 分	内 容	目 標 額	実 績 額	達 成 率
物 品	食品（パン、クッキー等）	36 千円	120,660 円	335.2%
役 務	冊子印刷、清掃、除草	1,025 千円	1,006,932 円	98.2%

4 令和6年度調達目標

令和6年度に、本市が障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、下記のとおりとする。（前年度の調達実績額の概ね10%増）

区 分	内 容	目 標 額
物 品	食品（パン、クッキー等）	133 千円
役 務	冊子印刷、清掃、除草等	1,108 千円

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 年度終了後に調達した物品等の実績を集計し、市ホームページ等を通じて公表する。

6 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課とする。

令和6年度 南砺市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、本市のすべての機関が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達の対象とする障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、物品等の調達が可能な次の施設とする。

- （1）就労移行支援事業所
- （2）就労継続支援事業所
- （3）生活介護事業所
- （4）障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
- （5）地域活動支援センター

4 令和5年度実績

区 分	令和5年度目標額	令和5年度実績額	達成率
物 品	102千円	204,317円	200.3%
役 務	595千円	628,570円	105.6%
計	697千円	832,887円	119.5%

5 令和6年度目標

令和6年度に本市が達成すべき調達の目標値は、下記のとおりとする。

（前年度実績額の概ね10%を上回る）

区 分	内 容	目標額
物 品	給食食材、計画書印刷製本等	230千円
役 務	文書封入れ、シール貼り、点字打刻、清掃等	700千円
計		930千円

6 調達方針及び調達実績の公表

- （1）本市において、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- （2）調達実績については、年度終了後に市ホームページ等で公表する。

7 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、地域包括医療ケア部福祉課とする。

砺波市障がい福祉計画(第7期)・ 砺波市障がい児福祉計画(第3期) 概要版

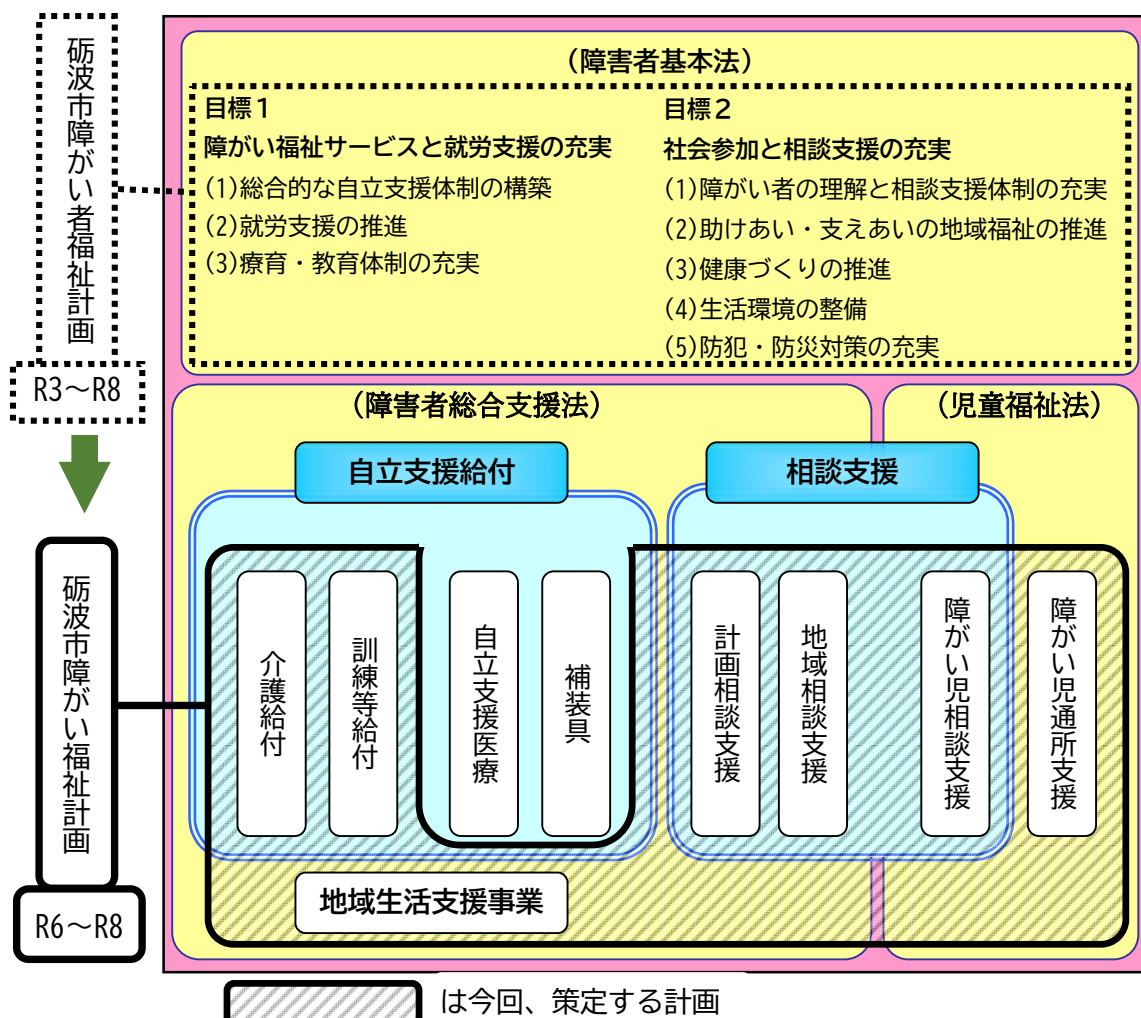
この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、令和2年度に策定した「第3次砺波市障がい者福祉計画」のうち、主に障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有しています。3年毎に見直し、今回は第7期の計画となります。

1 計画の基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

2 計画期間と計画の位置付け

○計画期間 令和6年度～令和8年度の3年間（障害者総合支援法に基づく計画）



3 令和8年度の数値目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	令和8年度目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	4人（令和4年度末の入所者数62人のうち、6.5%がグループホーム等へ移行）
令和8年度末の施設入所者数	58人（令和4年度末の入所者数から4人（6.5%）減少）

(2)福祉施設から一般就労への移行等

項 目	令和8年度目標
就労移行支援事業等を通じて、一般就労へ移行した者の数（年間）	7人（令和3年度実績の1.28倍以上）
就労移行支援事業を通じて、一般就労へ移行した者の数（年間）	2人（令和3年度実績の1.31倍以上）
就労継続支援A型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	4人（令和3年度実績の1.29倍以上）
就労継続支援B型事業を通じて、一般就労へ移行した者の数	1人（令和3年度実績の1.28倍以上）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%
就労定着支援事業利用者数	2人（令和3年度実績の1.41倍以上）

(3)障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	令和8年度目標
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所以上（砺波圏域に設置済）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所以上（砺波圏域に設置済）

4 サービス見込量とそれを確保するための方策

(1)訪問系サービス

利用者数（人/月）

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護	24人	30人	36人	42人
重度訪問介護	1人	1人	1人	1人
同行援護	0人	0人	0人	1人
行動援護	2人	2人	2人	2人
重度障がい者等包括支援	0人	0人	0人	1人

●障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図ります。

(2)日中活動系サービス

利用者数（人/月）

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護（デイサービス）	107人	112人	117人	122人
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人	1人
自立訓練（生活訓練）	3人	3人	4人	4人
就労選択支援	-	-	1人	2人
就労移行支援	4人	8人	12人	20人

●生活介護（デイサービス）等のサービス事業者を確保し、日中活動の場の充実を図ります。

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
就労継続支援（A型）	79 人	82 人	85 人	87 人
就労継続支援（B型）	81 人	84 人	87 人	90 人
就労定着支援	0 人	1 人	2 人	2 人
療養介護	18 人	19 人	19 人	20 人
短期入所（福祉型）	7 人	9 人	11 人	13 人
短期入所（医療型）	1 人	2 人	3 人	4 人

●障がい者の就労支援の充実を図るため、就労支援事業について、地域の関係機関等と連携しながら雇用促進に努め、自立した生活を支えることができるよう工賃の確保について留意します。

(3)居住系サービス 利用者数（人/月）

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
施設入所支援	61 人	60 人	59 人	58 人
共同生活援助（グループホーム）	56 人	62 人	68 人	72 人
宿泊型自立訓練	3 人	2 人	2 人	2 人
自立生活援助	0 人	0 人	1 人	1 人

●地域での自立した生活を支援する施設としてグループホームの整備に対して支援し、住まいの場の確保に努めます。

(4)相談支援 利用者数（人/月）

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
計画相談支援	97 人	100 人	103 人	106 人
地域移行支援	0 人	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	0 人	1 人	2 人	2 人

●砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援の質の向上や地域の事業者等との連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

(5)障がい児支援 利用者数（人/月）

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
児童発達支援	36 人	40 人	42 人	44 人
医療型児童発達支援	0 人	1 人	1 人	1 人
放課後等デイサービス	113 人	116 人	119 人	122 人
保育所等訪問支援	3 人	3 人	3 人	3 人
居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0 人	1 人
障害児相談支援	59 人	65 人	70 人	75 人
医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーター（砺波圏域）	17 人	18 人	19 人	20 人

●集団生活への適応訓練等の支援が必要な児童が早い段階でサービスが利用できるよう、関係部署との連携を図ります。

5 その他の活動指標

(1)発達障がい児に対する支援 (砺波圏域)

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0 人	15 人	15 人	15 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）	0 人	1 人	1 人	1 人
ペアレントメンターの人数	0 人	1 人	1 人	1 人
ピアサポートの活動への参加人数	0 人	1 人	1 人	1 人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加人数	18 人	18 人	18 人	18 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回

(3)相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	350 件	350 件	350 件	350 件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	11 件	11 件	11 件	11 件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5 回	5 回	5 回	5 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	3 回	3 回	3 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	—	1 人	1 人	1 人

(4)障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

区 分	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	2 人	2 人	2 人	2 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する回数 (砺波圏域)	1 回	1 回	1 回	1 回

6 地域生活支援事業の実施

障がい者等が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた事業を実施します。

(1)必須事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	○	○	○	○
自発的活動支援事業	実施の有無	○	○	○	○
相談支援事業	実施箇所(砺波圏域)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター	設置の有無	○	○	○	○
成年後見制度利用支援事業	年間の利用人数	2 人	3 人	3 人	3 人
意思疎通支援事業	年間延べ派遣件数	9 件	11 件	11 件	11 件
日常生活用具給付等事業	年間件数	1,062 件	1,133 件	1,185 件	1,238 件
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了人数	15 人	10 人	15 人	10 人
移動支援事業	年間延べ利用時間数	122 時間	130 時間	140 時間	150 時間
地域活動支援センター事業	年間利用者数	73 人	76 人	79 人	82 人

(2)任意事業（各年度1年間当たり見込量）

区 分	単 位	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
訪問入浴サービス事業	年間延べ利用回数	76 回	114 回	126 回	138 回
生活訓練等事業	年間延べ人数	120 人	120 人	120 人	120 人
日中一時支援事業	年間実利用者数	21 人	22 人	23 人	24 人
レクリエーション活動等支援事業	年間延べ人数	52 人	70 人	70 人	70 人
自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	年間人数	1 人	4 人	4 人	4 人

令和 6 年 3 月 砺波市

編集・発行／砺波市福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 富山県砺波市栄町 7 番 3 号 TEL (0763) 33-1317 FAX (0763) 32-6186

URL <https://www.city.tonami.lg.jp> E-mail shafuku@city.tonami.lg.jp

第7期 小矢部市障害福祉計画 (第3期 障害児福祉計画)

概要版

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、同時改定した「第4次小矢部市障害者福祉計画」のうち、主に障害福祉サービスの確保に関する実施計画としての性格を有しています。3年毎に見直し、今回は第7期(障害児福祉計画は第3期)の計画となります。

計画の基本理念

- 1 障害がある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉分野に係る人材の確保
- 7 障害のある人の社会参加を支える取組

計画の期間

3年を1期として定める計画のため、本計画の計画期間は令和6年度から令和8年度までとなります。

地域生活を支援するための基盤整備に関する成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	令和8年度目標
地域生活への移行者数	3人(令和4年度末の施設入所者の6%以上)
施設入所者の減少見込数	3人(令和4年度末の施設入所者から5%以上減少)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療機関(精神科)や地域援助事業者、市、厚生センターを含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、地域の助け合いが包括的に確保された精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

3 地域生活支援の充実

項 目	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の運営状況の検証及び検討	年1回以上運用状況の検証(砺波地域障害者自立支援協議会において協議)
地域生活支援拠点等の整備(面的整備)	有(地域の複数の事業所が地域生活支援拠点等の機能を担う面的整備の実施)
コーディネーターの配置人数	8人(緊急時の支援が見込めない障害のある人の把握、関係機関との連携、緊急時に必要なサービスのコーディネートや調整の実施)
強度行動障害を有する者への支援体制の有無	有(状況や支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備、構築)

4 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	令和8年度目標
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	5人(内訳は以下のとおり) 1人(就労移行支援事業:令和3年度末実績の1.31倍以上) 3人(就労継続支援A型事業:令和3年度末実績の1.29倍以上) 1人(就労継続支援B型事業:令和3年度末実績の1.28倍以上)
就労定着支援事業所の割合	未設定(今後、事業所の新規開設があった場合には、国の指針をみたすことができるよう、就労定着支援事業所と連携して取り組む)
就労定着支援事業利用人数	3人(令和3年度末の利用者数の 1.41 倍以上)

5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備等

項 目	令和8年度目標
保育所等訪問支援の実施か所数	1か所(保育所等訪問支援の実施か所数)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の設置	1か所以上(重症心身障害児を受け入れる事業所数)
児童発達支援センターの設置	1か所(児童発達支援の類型一元化)
医療的ケア児支援のための協議会の場	有(保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	20人(医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置)
障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制	有(児童発達支援事業所等との重層的な支援体制の整備による、障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進)

6 相談支援体制の充実・強化等(総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の確保)

項 目	令和8年度目標
相談支援体制の充実・強化等の確保	有(砺波圏域障害者基幹相談支援センターで実施)

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	令和8年度目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有(市職員の積極的な研修の参加:砺波地域障害者自立支援協議会及び砺波圏域障害者基幹相談支援センターと連携し取り組む)

障害福祉サービスの見込量

1 訪問系サービス

区 分	利用者数(月平均)			
	5年度	6年度	7年度	8年度
居宅介護、同行援護、行動援護等	27	28	29	34

● 障害特性を理解したヘルパーの確保に努めるとともに、サービス事業所の市内参入を促進します。

2 日中活動系サービス

利用者数(月平均)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
生活介護(デイサービス)	68	69	70	71
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	1	1	1	1
就労移行支援	7	8	10	10
就労継続支援(A型)	43	44	44	45
就労継続支援(B型)	73	73	74	75
就労定着支援	0	1	2	3
就労選択支援	—	0	0	1
療養介護	11	11	11	11
短期入所	9	12	13	15

●就労移行支援、就労継続支援A型事業所などは、市外の事業所を利用しているため、サービス事業所の市内参入を促進します。

●働く場所の更なる確保に努めるとともに、本市の立地を活かし、砺波圏域内外の事業所とも広域的な連携を図り、訓練から就職、職場定着までの一貫した支援体制が提供できるよう努めます

3 居住系サービス

利用者数(月平均)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
共同生活援助(グループホーム)	37	37	38	38
うち重度障害者	0	0	0	0
施設入所支援	47	46	45	44
自立生活援助	0	0	0	0

●今後、共同生活援助(グループホーム)は、利用者の増加が見込まれるため、市内や砺波圏域内のサービス事業所と連携を図り、見込量の確保に努めます。

障害児通所支援等の見込量

1 障害のある子どもへの支援

利用者数(月平均)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
児童発達支援	28	29	30	31
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	37	38	39	40
保育所等訪問支援	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	1
障害児相談支援	16	18	20	22
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置(圏域)	17	18	19	20

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については年間

●身近な地域で適切なサービスが受けられるように、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健、医療、福祉等の関係機関と連携を図り、砺波圏域内の体制整備に努めます。

●障害の種別に関係なく適切な支援を受けられるよう「福祉型」「医療型」とある児童発達支援の類型の一元化を促進します。

2 発達に障害のある人や子ども等に対する支援(砺波圏域) (年間)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	0	15	15	15
ペアレントメンターの人数	0	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数	0	1	1	1

●砺波圏域で、ペアレントトレーニングなどの支援プログラムを実施し、保護者が身近なところで支援を受けることができる体制づくりを行います。

●保護者の悩みや孤立感を軽減し、共感的なサポートを行うためペアレントメンターの育成を目指します。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

1 精神障害のある人の地域移行

(年間)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
精神障害者の地域移行支援利用者数	0	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	0	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	12	14	15	15
精神障害者の自立生活援助利用者数	0	0	0	0

●関係機関と連携を図るとともに、地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助等の障害福祉サービスの利用を促進し、精神障害者の地域での生活を支援します。

2 砺波地域障害者自立支援協議会運営会における協議の推進(砺波圏域)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	(年間)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18	18	18	18	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	1	

● 砺波地域障害者自立支援協議会に設置した、保健、医療及び福祉関係者による協議の場にて、福祉を起点とした基盤整備の検討を行います。

計画相談支援等の見込量

1 計画相談支援等の見込量

利用者数(月平均)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
計画相談支援	76	78	80	82
地域移行支援	0	1	1	1
地域定着支援	0	1	1	1

● 砺波圏域障害者基幹相談支援センターについて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として機能の強化を行います。

2 相談支援体制の充実・強化(砺波圏域)

(年間)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度
総合的・専門的な相談支援(体制の有無)	有	有	有	有
基幹相談センターにおける主任相談支援専門員の配置数	—	1	1	1
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	350	350	350	350
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	11	11	11	11
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	5	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	3	3	3

● 砺波圏域障害者基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援事業者に対する総合的・専門的な相談支援の実施、人材育成、地域の相談機関との連携強化に取り組み、地域の相談支援体制の強化に努めます。

● 左記の取組のほか、砺波地域自立支援協議会を通じた地域づくりの取組として、砺波地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けて、事例検討の実施や専門部会の設置・開催を行います。

地域生活支援事業の実施

本市では、このほか、障害者等が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた「地域生活支援事業」(必須事業と任意事業)を実施します。

必須事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 意思疎通支援事業(手話通訳者等派遣)
- 地域活動支援センター(自市分)
- 自発的活動支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 地域活動支援センター(他市分)
- 相談支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 移動支援事業

任意事業

- 日中一時支援
- 巡回支援専門員整備
- 自動車運転免許取得・改造助成事業
- 訪問入浴サービス
- 退院支援体制の確保
- 社会参加支援事業

【お問い合わせ先】

小矢部市社会福祉課 〒932-0821 富山県小矢部市鷺島15番地(小矢部市総合保健福祉センター)
TEL(0766)67-8601 FAX(0766)67-8602

第4次 小矢部市障害者福祉計画【概要版】

令和6年3月

障害者福祉計画とは

- 本計画は、障害者基本法に基づき、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。
- 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障害者施策を推進する基本的な計画となるものです。

計画の体系

基本理念

「共に生き、共に支え合いながら
自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指して」

- 障害の有無によって分け隔てることなく、共に生き、共に支え合いながら誰もが役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で自分らしく暮らし続けられるウェルビーイングな共生社会の実現を目指し、今後の地域づくりを推進するための施策の推進に向けた基本的な方向を定めるものとします。

基本方針

基本方針Ⅰ 共に支え合う人や地域をつくる

- 地域共生社会の実現に向けて、障害のある人も無い人も、お互いを認め合い、尊重し、支え合いながら暮らすことのできる地域をつくります。

基本方針Ⅱ 安心して暮らせるまちをつくる

- ユニバーサルデザインのまちづくりと「心のバリアフリー化」の促進を図ることや災害時の情報伝達や避難誘導などの支援体制の整備などにより、安全で安心して暮らせるまちをつくります。

基本方針Ⅲ 自分らしく生活できるしくみをつくる

- 障害のある人が地域の一員として安心して自立した日常生活や社会生活を営むことができるようしくみをつくります。

計画の期間

- 本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間とします。なお、障害に関する法律や制度が変更されるなど、障害のある人を取り巻く環境が大きく変化した場合には、計画期間中でも見直しを行い、本計画が有用・有効であるよう努めます。

計画の推進

- 本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などのさまざまな分野にわたっており、庁内関係部局、関係機関・団体、障害のある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的に推進します。
このため、障害者施策のPDCAサイクルを活用し、実行、見直しを行います。

計画の内容

I 共に支え合う人や地域をつくる

1 障害・障害のある人に対する理解の推進	①啓発・広報・交流活動の推進【拡充】	○啓発・広報活動の効果的な推進 ○ヘルプマークなどの理解・普及 ○だれでも参加できる地域共生社会型イベントの開催 ○障害のある人やその家族と地域住民との交流の支援
	②福祉教育の推進【拡充】	○保育所・こども園、小中学校などでの取組の推進 ○社会福祉大会開催による地域福祉活動の促進 ○幅広い世代への福祉教育の充実
	③ボランティア活動の推進	○ボランティアセンターの運営支援 ○幅広い世代を巻き込むような講座の充実 ○児童・生徒の活動の促進 ○ケアネット活動などの自主的な活動の推進
2 社会参加活動の推進	①共生型スポーツの推進	○スポーツ施設のバリアフリー化 ○障害のある人のスポーツへの参加の促進 ○スポーツを通じた交流の機会づくりの推進
	②芸術文化活動等の推進	○文化活動の参加の促進 ○アールブリュット作品の紹介 ○芸術文化・レクリエーション活動の支援
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	①障害を理由とする差別の解消の推進【拡充】	○事業者への支援 ○砺波地域障害者自立支援協議会での取組推進 ○小矢部市職員の理解・対応の推進
	②権利擁護の推進【拡充】	○日常生活自立支援事業の利用促進 ○成年後見制度の利用促進 ○呉西地区成年後見センターの取組の推進 ○意思決定支援の推進 ○砺波圏域障害者基幹相談支援センターの取組の推進
	③虐待の防止【拡充】	○障害者虐待防止センターの対応の充実 ○障害のある子どもへの対応 ○砺波地域障害者自立支援協議会での取組の推進 ○砺波圏域障害者基幹相談支援センターの取組の推進

II 安心して暮らせるまちをつくる

1 みんなが住みやすいまち	①暮らしやすい住環境の整備【拡充】	○日常生活用具の給付 ○障害のある人の在宅生活を支える福祉サービス量の確保と質の充実 ○住宅バリアフリー化の推進 ○住宅改修・リフォームの資金助成などの周知
	②利用しやすい交通・移動手段の整備	○公共交通体制の充実 ○同行援護、行動援護及び移動支援事業の充実 ○富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)制度の周知
	③公共施設等におけるバリアフリー化の推進	○バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進 ○公共施設などのバリアフリー化の推進
	④行政機関等における配慮の充実【新設】	○行政機関の窓口等における障害のある人への配慮 ○合理的な配慮の的確な実施 ○投票所における投票環境の向上
2 欲しい情報が手に入るまち【新設】	①意思疎通支援の充実【拡充】	○手話通訳者、要約筆記者の派遣 ○手話奉仕員の養成 ○手話を学ぶ機会の確保 ○情報・意思疎通支援用具の給付 ○緊急時の通報の支援
	②行政情報のアクセシビリティの向上【拡充】	○情報のアクセシビリティの向上 ○新たな技術の積極的な導入推進 ○障害者福祉施策の情報提供の充実

3 防災、防犯に取り組むまち	①防災対策の推進	○避難行動要支援者の支援体制の確立 ○「小矢部市防災・緊急メール」の周知 ○障害のある人の視点での避難誘導訓練の実施
	②防犯対策の推進	○地域見守りネットワーク活動の促進 ○犯罪被害の防止と早期発見
	③消費者トラブルの防止【新設】	○未然防止対策の推進 ○情報提供の推進 ○消費者教育の充実

Ⅲ 自分らしく生活できるしくみをつくる

1 健康づくりへの支援	①障害の原因となる疾病等の予防と早期発見の促進【拡充】	○妊産婦へのサービスの充実 ○乳幼児健診などの充実 ○「こども家庭センター」の設置 ○特定健康診査などによる疾病の予防、早期発見・早期治療 ○自殺防止対策の充実 ○障害などの理解促進や早期治療
	②保健・医療サービスの充実	○精神障害のある人への支援の推進 ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ○在宅医療・介護連携の推進 ○医療費助成制度の周知と適切な運用 ○保健、医療、福祉分野の関係機関との連携の推進
2 福祉サービスと相談支援体制の整備	①福祉サービス等の充実	○障害福祉サービスの質の確保 ○地域移行の推進 ○砺波地域障害者自立支援協議会での協議の推進 ○地域生活支援拠点等の整備推進 ○「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築(再掲)
	②福祉用具等の利用の促進【新設】	○日常生活用具の給付(再掲) ○補装具費・補装具修理費の支給
	③相談支援体制の充実	○包括的な相談支援の促進 ○相談支援専門員の人員の確保 ○砺波圏域障害者基幹相談支援センターの運営強化
	④意思決定支援の推進【新設】	○意思決定支援の推進 ○成年後見制度の適切な利用促進
3 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実	①地域療育体制の推進	○療育支援体制や相談支援体制の充実 ○医療的ケア児等に対する支援体制の構築
	②子育て支援の充実	○保育環境の充実 ○巡回相談の実施 ○障害児福祉サービスの質の確保 ○砺波地域障害者自立支援協議会での協議の推進 ○関係機関との連携 ○放課後等デイサービス事業所の充実と質の向上 ○放課後児童クラブの体制強化
	③教育支援の充実	○支援体制の充実 ○児童・生徒の理解の推進 ○「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用
4 雇用・就労の促進	①障害者雇用の推進	○就労・雇用のネットワーク化 ○障害のある人の就労の啓発 ○農福連携等の推進 ○特別支援学校との連携
	②福祉的就労の推進【拡充】	○ニーズに応じた支援の推進 ○一般就労への移行支援 ○障害者就労施設のサービス量の確保と質の向上 ○就労継続支援事業所などへの通所費用の助成 ○物品等調達の推進
	③障害特性に応じた就労支援の充実	○障害特性に応じた就労支援の実施 ○ニーズに対応した就労支援体制の整備

目標とする指標

I 共に支え合う人や地域をつくる

施 策	指 標	基準値 令和5年度	基準値 令和11年度
1 障害・障害のある人に対する理解の推進	ピア(当事者)活動参加延べ人数	440人	500人
	福祉教育出前講座の実施時間	10時間	20時間
	福祉ボランティアを行っている人数	1,950人	2,150人
2 社会参加活動の推進	レクリエーション活動等参加延べ人数	430人	490人
	障害の有無に関係なく交流できるスポーツの機会づくりの参加人数	50人	200人
3 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	日常生活自立支援事業利用者数	31人	35人
	呉西地区成年後見センター後見受任件数	0件	8件
	虐待防止に関する研修の受講者数	50人	60人
	意思決定支援に関する研修の受講者数	50人	60人

II 安心して暮らせるまちをつくる

施 策	指 標	基準値 令和5年度	基準値 令和11年度
1 みんなが住みやすいまち	バリアフリー等助成件数	5件	6件
	富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)制度申請者数	150人	185人
2 欲しい情報が手に入るまち	障害のある人のAIオンデマンド交通利用者登録率	7.4% (令和5年10月末)	10%以上
3 防災、防犯に取り組むまち	手話通訳者による意思疎通回数	65回	71回
	避難行動要支援者の情報提供同意率	45.1%	50.0%

III 自分らしく生活できるしくみをつくる

施 策	指 標	基準値 令和5年度	基準値 令和11年度
1 健康づくりへの支援	特定健診受診率	55.8% (令和4(2022)年度)	60%
2 福祉サービスと相談支援体制の整備	訪問系サービス利用者数	27人	40人
	施設・医療機関などからの地域生活移行者数	2人	3人
	一般相談支援事業所相談件数	4,000件	4,200件
	日常生活用具の給付件数	9件	11件
3 障害のある子どもの子育て・教育支援の充実	市内の障害児相談支援事業所数	2か所	3か所
	こあら相談会などの相談者数(実人数)	42人	48人
	児童発達支援サービス利用日数	4日	5日
4 雇用・就労の促進	福祉事業所などから一般就労への移行者数	2人	6人
	就労継続支援A型利用日数(月平均)	860日	920日

【お問い合わせ先】 小矢部市社会福祉課

〒932-0821 富山県小矢部市鷺島15番地(小矢部市総合保健福祉センター) TEL(0766)67-8601

第7期南砺市障がい福祉計画

令和6年度～令和8年度

～障害福祉サービスの目標値～

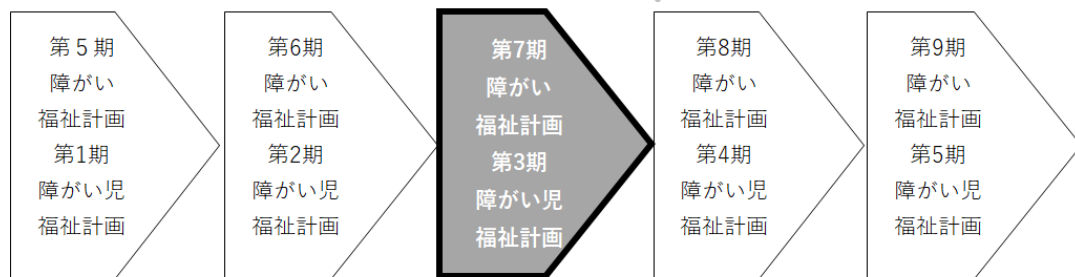
概要版

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき策定するもので、「南砺市障がい者計画（令和4年度～令和8年度）」の基本施策に盛り込まれる生活支援の事項のうち、福祉サービスに関する実施計画的なものと位置づけています。

1. 計画期間 令和6年度～令和8年度（3カ年計画）

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	----	----	-----------	-----------	-----------	----	-----	-----	-----	-----	-----

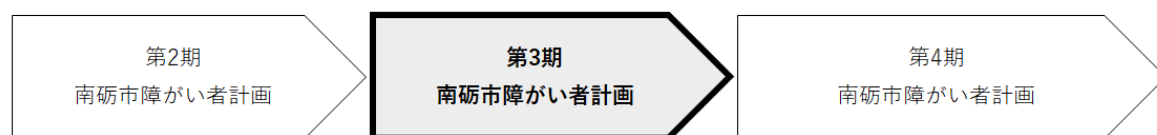
●障がい福祉計画・障がい児福祉計画の期間（3年を1期）



【平成30～令和2年度】 【令和3～5年度】 **【令和6～8年度】** 【令和9～11年度】 【令和12～14年度】

H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
-----	-----	----	----	----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----	-----	-----	-----	-----	-----

●障がい者計画の期間（令和9年度から5年→6年を1期に変更し、見直し時期を合わせる）



2. 障がい者（児）施策の課題

- | | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| ○障がい者（児）の自立支援及び社会参加の促進 | ○障がい者（児）に対する虐待の防止 |
| ○障がい者（児）の就労支援の強化 | ○障がい者（児）を支える人材の育成及び支援体制の構築 |
| ○障がい者（児）や介助者の高齢化への対応 | ○緊急時・災害時等の支援体制の推進 |
| ○きめ細かなサービスの周知・提供 | ○感染拡大防止への対応 |
| ○専門員による総合的な相談支援体制の強化 | ○クラスター発生時の支援体制の維持 |
| ○障がい児への支援体制の充実 | ○多様化する課題解決に向けて様々な専門職の連携による重層的支援体制の構築 |
| ○障がいに対する理解促進及び差別解消に向けた取り組み | |

新

3. 障害福祉サービス等の目標の設定

南砺市の障がい者（児）のサービス利用等の実態について分析を行うとともに、アンケート調査でニーズを把握し、国の基本指針に基づき、障がい者（児）が安心して自立した暮らしができるように、令和8年度の成果目標を設定しました。

① 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
地域生活への移行者数	4 人（3.9％）	◇福祉施設から在宅生活やグループホーム等へ移行した人数
削減見込み	3 人（2.9％）	◇令和8年度末での削減見込み数
目標年度入所者数	98 人	◇令和8年度末時点の利用者数

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

砺波地域障害者自立支援協議会に圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場を令和２年度に設置し、福祉を起点とした基盤整備の検討を行い、厚生センター等関係者と連携していきます。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

砺波市・小矢部市・南砺市、既存の施設や事業所及び病院などが連携し、機能を分担して支援をする体制を令和３年度から砺波福祉圏域で整備しました。今後は、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、登録事業所の実効性を高めるため、サービス事業所等に積極的な声掛けと説明を行います。機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会で運用状況の検証及び検討を年１回以上行っていきます。また、強度行動障害のある障がい者（児）について、各市及び砺波福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行

項 目	令和８年度の目標数値
福祉施設を退所し、一般就労した人の数	５人（令和３年度の２．５倍）
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の就労移行支援事業所の割合	５０％以上
就労定着支援事業の利用者数	５人（令和３年度の５．０倍）
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合	市内事業所なし 開設時取り組む

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等

項 目	令和８年度の目標数値
児童発達支援センターの設置箇所数	１箇所（砺波福祉圏域で設置済み「わらび学園」）
保育所等訪問支援の実施箇所数	１箇所（砺波福祉圏域で実施済み「わらび学園」）
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置箇所数	１箇所（砺波福祉圏域で設置済み「つくしの家となみ」）
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置箇所数	１箇所（砺波福祉圏域で設置済み「つくしの家となみ」）
医療的ケア児支援の協議の場の設置箇所数	１箇所（砺波福祉圏域で設置済み）
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	２０人（砺波福祉圏域で配置済み）

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

項 目	数 値
令和８年度末時点の基幹相談支援センターの設置見込み	１

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

項 目	目 標
令和８年度末時点の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制構築の有無	有

4. 自立支援給付の見込量と確保策

(1)訪問系サービス

単位：利用人数（人／月）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
居宅介護（ホームヘルプ）	29	29	29
重度訪問介護	1	1	1
同行援護	5	5	5
行動援護	1	1	1
重度障害者等包括支援	1	1	1

障がい者の高齢化による介護保険制度への移行により利用者数の横ばいを見込んでいましたが、コロナ禍により利用を控えるなどにより減少傾向を示しています。今後、相談支援専門員や医療機関などとの連携を強化し、利用促進を図ります。同行援護は利用時間が増えており、引き続き社会参加活動の利便性を高めるため、市内のサービス提供事業所の参入を促進します。重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の利用者は、令和5年度まで実績はありませんでしたが、アンケート結果において利用意向があることから、実施事業所の確保に努めます。

(2)日中活動系サービス

単位：利用人数（人／月）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
生活介護	160	160	160
自立訓練（機能訓練）	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	3	3	3
就労選択支援【令和7年10月開始】	—	2	3
就労移行支援	3	4	5
就労継続支援（A型）	56	56	56
就労継続支援（B型）	140	140	140
就労定着支援	3	4	5
療養介護	20	20	20
短期入所（福祉型）	12	14	15
短期入所（医療型）	1	2	2

就労移行支援事業所が砺波福祉圏域内に1箇所のみであることが課題です。市内の事業所は定員が限られており、地域性や利用者のニーズに合わせた新規事業所の参入を図るとともに、砺波福祉圏域内及び隣接市等の事業所利用を含む対応を行います。また、砺波圏域障害者基幹相談支援センターと砺波地域障害者自立支援協議会サービス事業所連絡会が連携し、各種の研修等を行いサービスの向上に努めます。就労選択支援は、令和7年10月に開始されるサービスであることから、事業内容、報酬等を把握し、サービス事業所の確保を図ります。また、介助者のレスパイトケアとして、短期入所の利用を勧めます。

(3)居住系サービス

単位：利用人数（人／月）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
自立生活援助	0	1	2
施設入所支援	100	99	98
共同生活援助（グループホーム）	77	78	80
地域生活支援拠点等コーディネーター 配置人数（圏域）	配置人数 8	配置人数 8	配置人数 8
地域生活支援拠点等の検証・検討 実施回数（圏域）	実施回数 1	実施回数 1	実施回数 1
地域生活支援拠点等登録事業所数 （圏域）	箇所数 25	箇所数 25	箇所数 26

地域生活への移行を進めるにあたり、グループホームの利用者の増加が見込まれるため、その整備に努めます。自立生活援助は、令和5年度時点で県内に事業所が1箇所（富山市）ありますが、引き続き利用者ニーズの把握と新規事業所の参入に努めます。障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域支援を推進する観点から、令和3年度から砺波福祉圏域で地域生活支援拠点等の面的な体制を整備しました。今後は、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、登録事業所の実効性を高めるため、サービス事業所等に積極的な声掛けと説明を行います。機能の充実のため、砺波地域障害者自立支援協議会において支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討を年1回以上行っています。強度行動障害のある障がい者（児）についても、各市及び砺波福祉圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めていきます。

(4)相談支援

単位：利用人数（人／月）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
計画相談支援	160	165	170
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

すべてのサービス利用者がサービス等利用計画作成の対象になり、定期的に相談を受けることにより相談支援の提供体制の拡大を図ります。また、意思決定支援を進めることにより、自分らしい生き方を選択できる多様性と包摂性のある相談支援の実現を目指します。地域移行支援は入所施設又は精神科病院等から地域移行する人数を、地域定着支援は単身で支援の必要な障がい者の人数をそれぞれ見込んでいます。障害者支援施設又は病院等と情報共有しながら、利用の促進に努めます。

(5)障がい児支援

単位：利用人数（人／月）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
児童発達支援	22	23	24
医療型児童発達支援	1	1	1
放課後等デイサービス	45	50	55
保育所等訪問支援	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	1	1	1
障害児相談支援	30	32	34
コーディネーターの配置人数 （圏域）	配置人数 18	配置人数 19	配置人数 20

サービス利用の対象は原則として 18 歳までの方ですが、近年の少子化と相反して利用者数が増える
と見込んでいます。利用できる事業所が限られてお
り、既存の事業所の規模拡大及び新規事業所の参入
を促進します。また、児童福祉法等が一部改正（令
和 6 年 4 月 1 日施行、令和 4 年法律第 66 号）され
たことにより、障がい種別にかかわらず障がい児を
支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療
型）の一元化を促進します。医療的ケア児に対する
支援のため、砺波福祉圏域の障害者相談支援事業所、
訪問看護ステーションへの情報提供等を行うことに
より、養成研修への参加を促します。砺波地域障害
者自立支援協議会の障害児部会における保健・医療・
福祉・教育・保育等の関係機関の協議の場に参画し、
状況の調査、研修、検討を実施していきます。

(6)発達障がい児支援

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
支援プログラム等の受講者数 （保護者）	15	15	15
支援プログラム等の実施者数 （支援者）	2	2	2
ペアレントメンターの人数（圏域）	1	1	1
ピアサポートの活動への参加人数（圏 域）	1	1	1

保護者が身近なところで支援を受けることができる
ように、子どもの特性に限らないペアレントプログ
ラム「ほめ・のび教室」を保健センターで、発達に
課題を抱えている子どもにはペアレントトレーニン
グをこども課で開催します。また、子どもの発達に
関する相談の窓口である保健センター、こども課と
連携しペアレントメンターの養成を目指します。

(7)相談支援体制の充実・強化のための取組（圏域）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
専門的な指導・助言件数	350	350	350
人材育成の支援件数	11	11	11
連携強化の取組の実施回数	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	3	3	3
自立支援協議会での事例検討実施回数	6	6	6
自立支援協議会参加事業者・機関数	60	60	60
自立支援協議会専門部会の設置数	3	3	3
自立支援協議会専門部会の実施回数	24	24	24

砺波圏域障害者基幹相談支援センターにより、相談
支援事業所を訪問しての専門的な指導・助言、人材
の育成支援、相談機関との連携強化を行い、相談支
援体制の充実・強化を図ります。また、砺波地域障
害者自立支援協議会に設置した部会、連絡会、委員
会において、個別事例の検討を通じ、地域サービス
基盤の開発・改善等に取り組みます。さらに、主任
相談支援専門員の活動を支援し、適切なスーパーバ
イズによる支援の質の確保と相談支援員等の養成を
進めます。

(8)障害福祉サービスの質を向上させるための取組（圏域）

項 目	見込み		
	R 6年度	R 7年度	R 8年度
各種研修の活用（参加人数）	2	2	2
障害者自立支援審査支払システム による審査結果の共有	1	1	1

障害福祉サービス等の質の向上を図る体制の構築を
図るため、県・基幹相談支援センター等が実施する
障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加しス
キルアップを図ります。障害者自立支援審査支払等
システムでの審査結果を活用して、事業所とその結
果を共有し、請求事務の適正化、効率化を図ります。

5. 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、市内の地域特性及び利用者の状況に応じて柔軟に提供でき、実施主体は市となっています。障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう市町村が行う必須事業と市町村の判断により行う任意事業があります。

項目		単位	見込み		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
①	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
②	自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
③	相談支援事業者数	南砺市	1	1	1
		砺波福祉圏域	2	2	2
③-2	基幹相談支援センター(圏域)	箇所	1	1	1
④	成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1
⑤	手話通訳者・要約筆記者利用者	人	113	113	113
⑥ 日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	4	4	4
	自立生活支援用具	件	4	4	4
	在宅療養等支援用具	件	4	4	4
	情報・意思疎通支援用具	件	4	4	4
	排泄管理支援用具	件	1,100	1,100	1,100
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	3	3	3
⑧	手話奉仕員養成研修事業	人	20	20	20
⑨ 移動支援事業	個別支援	延人	50	50	50
	グループ支援	延人	0	0	0
	通勤通学支援	延人	1	1	1
	車両輸送(団体)	延人	300	320	350
⑩	地域活動支援センター事業	南砺市	1	1	1
		砺波福祉圏域	2	2	2
その他の事業	日中一時支援事業	人	55	60	60
	訪問入浴サービス事業	人	1	1	1
	精神障害者退院支援事業	実施の有無	有	有	有
	スポーツ、レクリエーション活動支援	委託団体数	2	2	2
	声の広報等発行	実施の有無	無	有	無
	自動車免許取得費助成	利用人数	2	2	2
	自動車改造費助成	利用人数	2	2	2

南砺市地域包括医療ケア部 福祉課

〒932-0293 南砺市北川 166 番地 1 地域包括ケアセンター内

TEL 0763-23-2009

FAX 0763-82-4657